

(様式第4号)

上田市廃棄物処理審議会 会議概要

1 審議会名	第1回上田市廃棄物処理審議会
2 日時	平成29年7月24日 午後1時30分から午後3時30分まで
3 会場	上田地域広域連合清浄園 2階 大会議室
4 出席者	中村彰会長、金子幸恵副会長、井田宗広委員、太田芳枝委員、熊谷唯委員 栗田たか子委員、小林裕美委員、小柳繁弘委員、齊藤ゆり子委員 佐藤昭秀委員、城田浩靖委員、関川久子委員、西島義一委員、森本英嗣委員
5 市側出席者	山口生活環境部長、峰村資源循環型施設建設推進参事、小坂資源循環型施設建設関連事業課長、佐藤資源循環型施設建設関連事業係長、両角廃棄物対策課長、岩下リサイクル推進係長、津久井廃棄物指導係長、土屋丸子市民サービス課長、堀内真田市民サービス課長、下村武石市民サービス課長、北島ごみ減量企画室長、鈴木ごみ減量企画係長、田中ごみ減量企画室主任
6 公開・非公開	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 傍聴者	1人 記者 4人
8 会議概要作成年月日	平成29年 7月25日

協議事項等

- 1 開 会 (山口生活環境部長)
- 2 委嘱書の交付
母袋市長から委嘱書を交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員自己紹介
- 5 事務局自己紹介
- 6 会長・副会長の選出
・会長に中村彰委員、副会長に金子幸恵委員を選出
- 7 諮問
「上田市ごみ処理基本計画」及び「上田市ごみ減量アクションプラン」の策定について
- 8 会長あいさつ (中村彰会長)
- 9 議事
 - (1) 審議会の役割について
・資料に沿い、北島ごみ減量企画室長から審議会の役割について概要を説明
質疑等なし
 - (2) 計画の策定について
 - (3) 基本計画の概要について
・資料に沿い、北島ごみ減量企画室長から計画策定及び基本計画の概要について一括して説明
質疑等なし
 - (4) 上田市のごみの現状について
・資料に沿い、北島ごみ減量企画室長からごみ量の推移等現状について説明
・以降、質疑応答
 - (委員) 他市との比較資料において、東京都小金井市及び日野市は上田市に比べ事業系ごみが極端に少ないのはなぜか。
 - (事務局) 小金井市の資料を見ると、自家搬入分は焼却施設に搬入されているが、自己処理分としては、一般廃棄物処理業者等により処理処分されているため調査表に計上されていないと推察している。改めて確認する。
 - (委員) 上田市ごみ処理フロー図を見ると最終処分先がほとんど市外・県外であり、県内に処理業者が少ないのは問題ないか。
 - (事務局) 市内には最終処分まで可能な業者は少ない。収集業者は中間処理及び最終処分先が確保

できる業者と契約している。

- (委員) 補足すると、金属くずをリサイクルする製鋼メーカーが県内にない。また、製紙メーカーは松本市に1社のみ。水が確保できないため最終処分先は県外になってしまうようだ。
- (委員) これから資源循環を考えていかないといけないと思う。
- (委員) 資源ごみの紙布について、平成19年度が約8千トンで平成28年度が約4千トンで半減している。古紙については、スーパーの店頭回収が盛んになっており、そちらに流れていると思うが、可燃ごみとして捨てられていた古紙がリサイクルされるようになったとも言える。
- (委員) 古紙について、スーパーの店頭回収分が半減分と合致するか。
- (委員) 全体的に古紙の発生量が落ちている。スマートホンの普及により新聞や雑誌を買わなくなっている。スーパーの店頭回収の方が気軽に持っていきやすい。
- (委員) 平成24年度の人口が増えているのは外国人登録者を含めるようになったからというのわかるが、人口が増えてもごみの量が変わらないのはなぜか。
- (事務局) 平成24年7月から外国人住民も住民基本台帳制度の対象となったことを受け、この統計の人口に外国人住民を参入して算出するようになった。平成23年度以前の統計には、実際に外国人は住んでいたが人口に算入されておらず、排出されたごみ量はカウントされていた。
- (委員) 外国人住民へはどのようにごみの出し方の指導をしているか。
- (事務局) アパートの管理者を通して説明・指導している。
- (委員) ごみの減少は、ごみに対する住民の意識が向上したからだけでなく、少子高齢化による人口減も要因ではないか。
- (事務局) たしかに人口減によりごみ量は減少する。家庭系可燃ごみについて、平成27年度と28年度を比較大きく減少している。人口減以上に市民の皆さんの努力の結果と考えている。表の右側にあるとおり、一人一日当たりのごみ排出量は減少しており、これは人口減少の影響を直接受けない。
- (委員) 平成27年度の一人一日当たりの可燃ごみ排出量が「588グラム」となっているが、この量をどういうものに例えられるか共通認識したい。例えば、「ご飯 杯分」等。また、この量が多いのか少ないのか共通認識することで、どれだけ減量できるか議論するための指標となる。
- (会長) 適切な事例を事務局で検討する。
- (委員) 燃やせないごみ(赤い収集袋)があまり出ていないので、週一回の収集を減らして、春と秋に剪定枝の収集をしてもらいたい。そうすると焼却される剪定枝が減るので、検討してほしい。
- (事務局) クリーンセンターに直接持ち込まれる剪定枝は資源化に回している。一方で、ごみ集積所に出される剪定枝は焼却処分されている。資源化に回せばいいが、収集するコストもかかるため、課題として考えている。
- (委員) コストの面も理解できるが、計画されている資源循環型施設を小規模にするためにも、資源化できるものは極力資源化することが一番だと思うので、検討をお願いしたい。
- (事務局) 補足として、燃やせないごみの収集について、月一回が長野市、松本市、千曲市、小諸市、東御市の東部地区。月二回が飯田市、佐久市、東御市の北御牧地区、長和町、青木村。週一回が上田市で、一人一日当たりの燃やせないごみは40グラム。
- (委員) 事業所用指定袋でごみ集積所に出す場合「要申請」とあるが、きちんと申請している事業所はいくつぐらいあるか。申請していない事業所が多いのではないかと感じている。
- (事務局) ごみ集積所に出せるのは基本的には家庭用のごみとなっている。家庭系と区別できないような個人商店等の場合、事業所用指定袋を使用しごみ集積所に出すことができる。上田地域で80程度の事業所が登録している。申請なしでごみ集積所を使用している場合は指導している。
- (委員) 平成8年度に導入したごみの有料化の際に、事業所用指定袋の登録制度を決めたにもか

かわらず定着していない。行政で徹底するようにしてもらいたい。事業系のごみが家庭系に混ざってくるとなると、市民の努力が数字に反映されず張り合いが悪い。これから議論していく中できちんとするようにしてもらいたい。

(委員) 関連して、ごみ集積所で違反のごみに黄色シールを貼っても全て収集されてしまう。違反ごみはどのように処理しているのか。

(事務局) 違反ごみと認めた場合、収集業者は赤色シールを貼る。自治会では黄色シールを貼り、一定期間そのままにして違反ごみであることを啓発する。これにより出した人にルール違反ごみと認識し持ち帰ってもらうことを促している。なお、シールを貼った場合は、収集業者からは市に報告してもらい、市で中身を調べた上で排出者を特定し指導申し上げている。

(委員) 収集業者とすると、一か所当たりにかかる収集時間は、長くても2～3分。その中で、無記名や無分別などのルール違反を判断している。自治会にも取り残しでなく一定期間置くことで啓発をしていることを理解いただく必要がある。

(委員) 有料化の際に議論して、ごみに責任を持つため氏名を書くことと決めた。自治会役員や収集業者の皆さんにはルール違反のごみを収集してしまえば、ルールが全て崩れてしまうことを再度認識していただきたい。現在、ルールが崩れてきていると強く思っている。

(委員) 違反ごみを出した人に注意しても、収集業者が収集してくれるからいいと言われてしまったことがあるので、市も委託事業者にしっかり指導いただきたい。

(会長) 原点に帰り、今後議論を重ねていかなければいけない。

(委員) アパートの大学生は自治会という意識がない。アパートの管理人が指導してくれる場合もあるが、ごみの出し方が適当になっている。他県からくる学生はごみ指定袋があることすら知らないこともあるが、将来の上田市の住民にもなるので、働きかけを活発にする必要がある。

(委員) 上田市のごみ収集は地域によって業者が違うが、資源化において違いは生じるか。例えば、上田クリーンセンターの焼却灰が二か所に分かれている。

(事務局) 焼却灰の処理については、一方が処分できなくなった場合に備え、二か所に分けリスク分散をしている。

(委員) ルール違反のごみについて、お年寄り等で分別が難しいと感じている人がいると思う。フローチャート式にするなど工夫を重ね、分かりやすくしてほしい。

(事務局) 一般廃棄物の処分は各市町村の責務となっており、市町村毎にルールが異なる。転入者にはごみの出し方パンフレットやごみの分別帳を渡しているが、なかなか徹底しきれていない。ごみの分別について、全自治会対象に説明会を開催しているが、自治会未加入者が増えてきているため、課題である。

(5) 今後の審議予定等について

・資料に沿い、北島ごみ減量企画室長から今後の審議の予定等について概要を説明

(事務局) 次回は「平成29年9月29日(金)午後1時30分から、上田クリーンセンター(見学あり)」を軸に調整したい。

(6) その他

(事務局) 参考資料は次回までに読んでいただきたい。